

○熊本県警察職員の勤務時間等に関する訓令の運用について (通達)

平成13年3月21日

熊警第1070号

熊本県警察職員の勤務時間等に関する訓令(平成13年熊本県警察本部訓令甲第6号。以下「訓令」という。)の運用については、下記のとおりとし、平成13年4月1日から施行することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、熊本県警察職員の勤務時間に関する訓令の一部改正について(平成10年3月10日付け熊警甲第652号例規)は、同日付けで廃止する。

記

第1 特別勤務職員の週休日及び勤務時間の割振り

1 割振り等の要領

(1) 週休日

毎日制勤務の職員の週休日は、日曜日及び土曜日とすること。ただし、公務の運営上やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(2) 勤務時間

ア 当番勤務以外の勤務を割り振る日

当番勤務以外の勤務を割り振る日の勤務時間は、通常勤務職員の始業の時刻(訓令第2条第1項ただし書の規定により勤務時間を割り振る場合における始業の時刻を含む。)を起算として割り振ること。ただし、公務の運営上やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

イ 当番勤務を割り振る日

当番勤務を割り振る日の勤務時間は、午前8時30分を起算として割り振ること。

2 勤務の区分等の変更手続

訓令第2条の2の警察本部長の承認に係る申請は、警察本部警務課長を経由して行うこと。

3 割振りの明示の方法

訓令第4条の勤務指定表は、別表に準じて作成することとし、休憩時間についても当番日、日勤日等の勤務パターンに応じ、併せて示すこと。ただし、通常勤務職員については、訓令第2条により勤務時間を、訓令第6条により休憩時間をそれぞれ明示したものとし、勤務指定表の作成は要しないものとする。

第2 週休日の振替等の手続

1 訓令第3条の週休日の振替及び4時間の勤務時間の割振り変更(以下「週休日の振替等」という。)は、原則として勤務を命ずる日の属する週に行う

こと。

- 2 週休日の振替等が、職員の異動により異動先の所属に及ぶこととなるときは、当該所属の長に週休日の振替簿の写しを送付すること。
- 3 所属長は、職員の申出により、同一の勤務日(7時間45分の勤務時間が割り振られている日に限る。)を対象として、4時間の勤務時間の割振り変更を2回行うことができるものとする。

第3 時間外勤務代休時間指定の手続

- 1 所属長は、所属の職員が熊本県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和26年熊本県条例第2号)第13条第5項に規定する職員に該当すると認めるときは、速やかに、当該職員に対し、時間外勤務代休時間の指定に係る意向を確認するものとする。
- 2 職員は、時間外勤務代休時間の指定に係る意向の確認があった場合において、当該指定を希望するときは、その時間数を明らかにして、所属長に申し出なければならない。この場合において、申出の期限は、別に定めるところによる。

附 則(平成30年11月13日熊警第1267号)
この通達は、平成30年12月1日から施行する。

※ 別表(略)